

特許証送付先

住所
〒150-0012
東京都渋谷区広尾三丁目12番40号 広尾ビル4階

氏名
SK弁理士法人
様

特許権設定登録通知書

特許番号 第7166636号
登録日 令和4年10月28日
出願番号 特願2019-523197
出願日 平成29年7月17日
請求項の数 19
納付年分 第3年分まで
受領金額 9,990円
受領日 令和4年10月19日

特許料軽減申請により、特許料を軽減しました。

重要 特許料の納付について

・特許権を維持するには、存続期間の満了（特許出願の日から20年）までの各年について所定の特許料の納付が必要です。

なお、**第4年分以降の納付に関しては、特許庁から納付についての通知は送付いたしませんので、納付期限の管理はご自身でお願いします。***

この通知を保管し、右側の特許料納付期限日の表で納付期限を確認してください。（自動納付制度もありますので、特許庁ホームページを参照してください。）
・第4年以降の各年分の特許料は、登録日の翌日（第4年分以降の各年分の満了日（以下「納付期限日」という））までに、次の年分の納付が必要です。
・納付期限日までに納付できなかつたときは、その期間の経過後6ヶ月以内であれば特許料を追納することができます。

・追納する場合は、納付すべき特許料のほか、その特許料と同額の割増特許料が必要です。
・追納できる期間内に納付しないときは、その特許料は、納付期限日にさかのぼって消滅したものとみなされます。

・特許料納付書の様式及び特許料の額については、以下を参照してください。
特許庁ホームページ
<https://www.jpo.go.jp/index.html>

※【重要】特許（登録）料等の納付期限日を忘れな
いために電子メールにて納付期限が近づいたことを
お知らせするサービスがあります。利用については、
以下を参照ください。

『特許（登録）料支払期限通知サービスについて』
https://www.jpo.go.jp/system/process/toroku/kigen_tsuchi_service.html

特許料納付期限日

納付年分	納付期限日
第4年分	令和7年(2025年)10月28日
第5年分	令和8年(2026年)10月28日
第6年分	令和9年(2027年)10月28日
第7年分	令和10年(2028年)10月28日
第8年分	令和11年(2029年)10月28日
第9年分	令和12年(2030年)10月28日
第10年分	令和13年(2031年)10月28日
第11年分	令和14年(2032年)10月28日
第12年分	令和15年(2033年)10月28日
第13年分	令和16年(2034年)10月28日
第14年分	令和17年(2035年)10月28日
第15年分	令和18年(2036年)10月28日

(注) 納付期限日が行政機関の休日にあたるときは、その日の翌日（期間の末日）となります。

問い合わせ先 審査業務課登録室
電話 03(3581)1101 (代表)
特許担当 内線 2708



特許証

(CERTIFICATE OF PATENT)

特許第7166636号

(PATENT NUMBER)

発明の名称
(TITLE OF THE INVENTION)

水素豊富水を生成するための組成物及び他の製
品

特許権者
(PATENTEE)

カナダ ブイ6イー 3エックス2 ブリティ
ッシュ コロンビア バンクーバー ウェスト
ヘイスティングス ストリート 2300-
1066 デイヴィッド スモーリー ロー
オフィス
国籍・地域 カナダ

エイチツー ウォーター テクノロジ
ーズ リミテッド

発明者
(INVENTOR)

ターナバ, アレクサンダー
ホーランド, リチャード, ジェー
ムス

出願番号
(APPLICATION NUMBER)

特願2019-523197

出願日
(FILING DATE)

平成29年 7月17日(July 17, 2017)

登録日
(REGISTRATION DATE)

令和 4年10月28日(October 28, 2022)

この発明は、特許するものと確定し、特許原簿に登録されたことを証する。
(THIS IS TO CERTIFY THAT THE PATENT IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)

令和 4年10月28日(October 28, 2022)

特許庁長官
(COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)

濱野 幸一

